

11

「セーフ・フロム・ハーム」 通報相談処理規程

11 「セーフ・フロム・ハーム」 通報相談処理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟（以下「本連盟」という。）定款第3条及び第4条に規定する目的、事業の遂行のため、スカウト運動に携わる者の権利利益を保護し、公正な環境の下で、安心・安全に活動する機会を確保し、スカウト活動における様々なハーム（危害や危険等）の早期発見と是正及び再発の防止に努めることを目的とする。

(通報相談窓口の設置)

第2条 スカウト活動におけるハーム（危害や危険等）の通報相談を受け付けるため、事務局に通報相談窓口を設置し、スカウト活動に関連する事例に応じる。

(通報相談窓口の利用方法等)

第3条 通報相談窓口の利用方法は、電話、FAX、電子メール、書面、面談とする。

2 本連盟は、通報相談窓口の連絡先をホームページ等に掲載するなど、その周知徹底を図るものとする。

3 通報相談窓口では、利用者のプライバシーに配慮のうえ、利用者の氏名、連絡先、通報相談内容を把握するとともに、利用者に対する不利益な取扱いがなされないよう進めることを説明する。

4 通報相談窓口を利用する者は、通報相談内容に係る事実について、行為者の氏名及び行為の事実を明らかにし、事実が確実であると信じるに足りる相当な根拠を示すように努める。

5 通報相談窓口に対する通報等が匿名であっても、通報相談内容等が事実であると信じるに足りる相当な根拠が示される場合については、通報等に準じて調査の実施及び調査結果に基づく措置を講じる。

6 通報相談窓口は、利用者の連絡先が確保出来ないこと等によって、本規程に定める事実関係の調査、その他の責務を遂げることに著しい支障を来たす場合にはその責務を免除されるものとする。

(通報相談窓口の利用対象者)

第4条 通報相談窓口の利用者は、本連盟の加盟員ならびにスカウトの保護者を対象とする。

(通報相談窓口で対応する事項)

第5条 通報相談窓口で対応する事項は、本連盟加盟員についてのセーフ・フロム・ハームガイドライン違反またはそれに準じるハーム（危害や危険等）を伴

う行為とする。ただし、係争中のもの、被通報者が加盟登録の有無に関わらず、学校等教育機関内でのもの、私怨、誹謗中傷、不平不満に関するものは除く。

(判断結果の通知)

第6条 各都道府県連盟（以下「県連盟」という。）で十分に対応出来得る案件と判断される場合、および検討の結果本連盟として事実調査に取り組みないと判断した場合は、その旨理由を付して利用者に通知する。

(県連盟との協働等)

第7条 本連盟は、通報された事項の事実関係の調査に際して県連盟からの協力を求めることができる。

2 前項により、県連盟に対応を求めた場合は、本連盟は当該県連盟に対して、適宜報告を求める。

3 通報相談窓口へ寄せられた通報対象事項の事実調査に携わる者は、善良な管理者の注意をもって、通報等に関する事実を厳正に管理保持する。

(専門職への支援依頼)

第8条 通報相談窓口では、必要に応じて本連盟顧問弁護士やその他専門職に支援を依頼することが出来る。

2 前項により支援要請を受けた者は、調査に関する事務を遂行するにあたっては、通報等に関する事実を厳正に保持しなければならない。

(調査の方法)

第9条 通報相談窓口は事実調査にあたり、利用者のプライバシーを守り、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で調査を行う。

(調査結果等の報告)

第10条 前項による調査中は、調査の進捗状況について適宜、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉およびプライバシー等に配慮のうえ、県連盟と協働して通報相談窓口利用者に報告するとともに、調査結果についても、県連盟と協働し可及的速やかに取りまとめ、遅滞なく適切な方法で報告する。

11 「セーフ・フロム・ハーム」 通報相談処理規程

(調査結果への対応)

- 第11条** 通報相談窓口は、県連盟における調査の結果、ハーム(危害や危険等)行為が明らかになった場合には、本連盟事務局長およびコンプライアンス担当理事に報告する。
- 2 本連盟は、前項による調査結果を受け必要と認めた場合には、理事会等関係機関での審議を経て、県連盟に対し、速やかに相当な是正措置その他適切な措置および再発防止対策を講じるよう依頼する。
 - 3 県連盟は、是正措置完了後、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉およびプライバシー等に配慮のうえ、本連盟に対し、速やかに是正結果を報告する。

(不利益扱いの禁止)

- 第12条** 本連盟は、通報相談窓口利用者が通報相談窓口を利用したことを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。
- 2 本連盟は、通報相談窓口利用者が通報相談窓口を利用したことを理由として不利益に取扱われないように適切な措置を執り、もしくは県連盟にこれを執らせるものとする。
 - 3 本連盟は、通報相談窓口利用者に不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者が居た場合は、本連盟の規程に従って相当な処分を科することができる。

(調査結果等の開示制限)

- 第13条** 通報相談窓口業務に携わる者は、寄せられた内容および調査で得られた個人情報を正当な理由なく開示してはならない。ただし、規程に基づく各種措置を講ずるにあたり、必要最小限の範囲で開示しなければならない場合については、この限りではない。
- 2 本連盟は、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、本連盟所定の規則に従って相当な処分を科することができる。

(利用者の保護)

- 第14条** 本連盟は、通報相談窓口利用者に対し、利用したことを理由として不利益な取扱いや嫌がらせが行われていないかを確認する等、通報相談窓口利用者保護支援に努めるものとする。

(調査結果等の公表)

第15条 本連盟は、通報相談窓口の利用について、通報相談窓口利用者および被通報者や当該調査に協力した者等のプライバシー保持に十分に配慮しつつ、当該通報等の内容、調査の結果および措置の対応について公表することができる。

(規程の変更)

第16条 本規程は、理事会の決議により変更することができる。

附 則

本規程は、平成29年4月1日から施行する。
平成29年3月14日 理事会で承認